

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書の提出)

第2条 条例第6条の規定に基づき、公文書の公開を請求しようとするものは、公文書公開請求書（様式第1号）を法制執務室に提出するものとする。

(公文書公開請求に係る補正通知書)

第3条 条例第6条第3項の規定により公開請求書の補正を求める場合は、公文書公開請求に係る補正通知書（様式第2号）により当該請求をしたものに通知するものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第4条 条例第11条第3項に規定する書面は、公文書公開決定等延期通知書（様式第3号）とする。

2 条例第11条第4項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第4号）

(2) 公文書を部分公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第5号）

(3) 公文書を公開しない旨の決定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面

ア イに掲げるとき以外のとき 公文書非公開決定通知書（様式第6号）

イ 条例第11条の規定により公開しないとき 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第7号）

(公文書公開決定等特例延期通知書)

第5条 条例第12条に規定する書面は、公文書公開決定等特例延期通知書（様式第8号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第13条第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求年月日

(2) 実施機関が特定した公文書の件名

(3) 前号の公文書に記録された情報のうち、第三者に関する情報の内容

(4) 意見書の提出を求める理由

(5) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第13条第1項及び第2項に規定する書面は、公文書の公開に係る意見照会書（様式第9号）とする。

3 条例第13条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第10号）とする。

4 条例第13条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、公文書を公開決定した旨の通知書（様式第11号）とする。

(公文書の公開)

第7条 条例第14条に規定する公文書の公開を行う場所は、情報公開コーナーとする。た

だし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。
- 3 市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。
- 4 公文書の写しの交付部数は、請求に係る公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第14条第2項の規定による電磁的記録(映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の公開は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(閲覧にあつては白黒出力に限る。)を閲覧させ、又は交付することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(以下この項において「複製物」という。)を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複製物を交付することにより公開を行うことができる。

- (1) 非公開情報がないこと
- (2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。)が配備され、閲覧又は複製が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録(映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(以下この項において「複製物」という。)を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複製物を交付することにより公開を行うことができる。

- (1) 非公開情報がないこと
- (2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複製が技術的に容易であること。
- (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を公開請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複製したものから非公開情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複製したものを交付することにより公開を行うことができる。

5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を市長が所有する又は公開請求者が持参する未使用の電磁的記録媒体に複製したものを交付することにより行う。

(費用の納付)

第9条 条例第18条第2項及び第3項に規定する費用の額は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用は、実際に要する郵便料金とする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

(諮問等の様式)

第10条 条例第19条第1項による諮問は、亀山市情報公開審査会諮問書(様式第12号)によるものとする。

2 条例第20条の規定による通知は、亀山市情報公開審査会諮問通知書(様式第13号)によるものとする。

(会長)

第11条 条例第22条の規定による亀山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、法制執務室において処理する。

(実施状況の公表)

第14条 条例第27条の規定による公表は、次に掲げる事項について、前年度の実施状況を取りまとめ、亀山市公告式条例(平成17年亀山市条例第3号)別表に掲げる掲示場への掲示及び市広報紙への掲載の方法により行うものとする。

(1) 公開の請求件数

(2) 公開に関する決定の状況

(3) 不服申立ての状況

(4) その他必要な事項

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第9条関係）

区分	公開の実施の方法	費用の額
1 文書、図面又は写真	電子複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非公開情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合には、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3) 非公開情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 市以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。